

# 後期高齢者 医療保険料のお知らせ



75歳以上の高齢者などが対象です。

**問い合わせ** 国保課（市庁舎1階、保険料の内容に関する場合は保険料係、☎65・4140、保険証の交付や医療費に関する場合は給付係、☎65・4138）、制度の運営に関する場合は北海道後期高齢者医療広域連合（☎011・290・5601）

## 保険料は7月に通知

今年度の保険料は7月中旬に通知します。7月以降に後期高齢者医療制度に加入する人は、加入した月の翌月以降に通知します。

## 今年度からコンビニなどでも納付できます

保険料の納付方法は、特別徴収（年金からの天引き）と普通徴収（納付書か口座振替）があります。保険料の通知書に納付書（払込取扱票）が同封されている人は、今年度からコンビニやスマホ決済アプリで納められるようになります。

詳しくは、通知書や納付書の裏面、または市ホームページをご覧ください。

## 保険証を更新します

今年度の保険証を7月下旬に郵送します。新しい保険証（黄色）が届いたら、現在の保険証（オレンジ）と差し替えてご使用ください。医療機関での自己負担割合や自己負担限度額などの詳細は、保険証に同封のチラシをご覧ください。

市ホームページ ID.1002701

## 保険料の軽減・減免制度を知っていますか？

保険料は、すべての被保険者が同じ額を負担する「均等割」と、被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割」の合計です。

**令和5年度の保険料の計算方法**

<b>均等割</b> 1人当たりの額 5万1892円	+	<b>所得割</b> 前年中の所得 最大43万円*1 × 10.98%
=		
<b>1年間の保険料</b> (賦課限度額66万円) (100円未満切り捨て)		

※1 前年中の所得金額により控除額が異なる場合があります

### ①均等割額の軽減制度

世帯主とその世帯に属するすべての被保険者の合計所得が一定額以下の場合、自動的に均等割額が2〜7割軽減されます。世帯主が被保険者でない場合も判定対象です。

### ②保険料の減免など

災害や失業などで保険料の納付が著しく困難になったときには、一定の基準に該当すると保険料の減免などを受けられる場合があります。国保課保険料係へ早めに相談してください。

③被用者保険の被扶養者であった人の保険料の軽減制度  
後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険の被扶養者だった人の保険料は、次のとおり軽減されます。

区分	軽減の内容
所得割	かかりません（負担なし）
均等割	制度加入から2年を経過する月までの期間のみ5割軽減

所得の状況により、均等割の軽減割合が7割に該当することがあります。

※2 全国健康保険協会（協会けんぽ）や組合管掌健康保険、共済組合などの健康保険を指します。市町村の健康保険や国民健康保険組合は該当しません。

## 所得申告書の提出をお忘れなく！

前年の所得情報がない人は、保険料の軽減が適用されません。収入がない人や税法上の扶養となっていない人、非課税の所得（遺族年金や障害年金など）のみの人なども、軽減対象となるには申告が必要です。

前年の所得情報がない人には、国保課から随時、所得申告書を郵送しますので、ご提出ください。



# 国民年金保険料 免除・納付猶予制度



収入の減少や失業などの理由で、国民年金保険料を納めることが困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予される制度があります。

**問い合わせ** 戸籍住民課国民年金係（市庁舎1階、☎65・4143）、帯広年金事務所（西1南1、☎25・8113 音声案内2番↓2番）

## 令和5年度の免除・納付猶予申請受付は7月3日(月)から

保険料の免除・納付猶予の承認期間は7月から翌年6月までです。6月まで一部免除や離職特例制度で免除が承認されている人で、7月以降も免除を希望される場合は、改めて申請が必要です。

### 免除・猶予申請に必要なもの

- ①年金手帳か基礎年金番号通知書
  - ②個人番号確認と本人確認書類  
▽マイナンバーカード  
▽マイナンバーカードがない場合、個人番号確認書類（通知カードなど）と本人確認書類（運転免許証など顔写真付きなら1点、年金手帳など顔写真なしなら2点）
  - ③委任状（代理人が申請する場合のみ）
  - ④失業証明書類（失業などを理由とした特例免除申請の場合のみ）
- ※特例免除申請の詳細は問い合わせください。

申請は窓口や郵送で受け付けているほか、マイナンバーカードでの電子申請も可能です。



▲電子申請（マイナポータル）

表 免除・納付猶予制度の対象者と所得基準・年金額に反映する割合

対象者	前年所得基準	受け取る年金額への反映
全額免除	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 32万円	全額納付と比較し、 <b>4/8</b> 反映されます
3/4免除 (1/4納付)	88万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	全額納付と比較し、 <b>5/8</b> 反映されます
半額免除 (半額納付)	128万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	全額納付と比較し、 <b>6/8</b> 反映されます
1/4免除 (3/4納付)	168万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	全額納付と比較し、 <b>7/8</b> 反映されます
納付猶予	・50歳未満の人 ・本人と配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の人 (扶養親族等の数+1) × 35万円 + 32万円	追納しないと反映されません (受給資格期間に含まれます)
未納		反映されません (受給資格期間に含まれません)

※1 令和5年度申請は令和4年中の所得で審査されます。  
※2 一部免除された保険料を納めていない期間は未納扱いとなるため注意してください。

## 免除制度と納付猶予制度

申請により、本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得\*1が一定額以下の場合、保険料の全額または一部が免除となります。また50歳未満で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合、納付猶予となります。ただし、免除・納付猶予が承認された期間は将来受け取る老齢基礎年金額が減額になります。(表)

## 追納制度

年金の受給には10年以上の受給資格期間が必要です。受給資格期間は、保険料を納付した期間や厚生年金の被保険者期間などです。免除・納付猶予期間中は受給資格期間\*2にも算入されません。

## 未納期間に注意

追納を希望する場合は、帯広年金事務所へお問い合わせください。手続きをせず、保険料の未納期間をそのままにしておくと、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。過去の未納分は、申請日から2年1ヵ月前分までさかのぼって免除申請をすることができます。